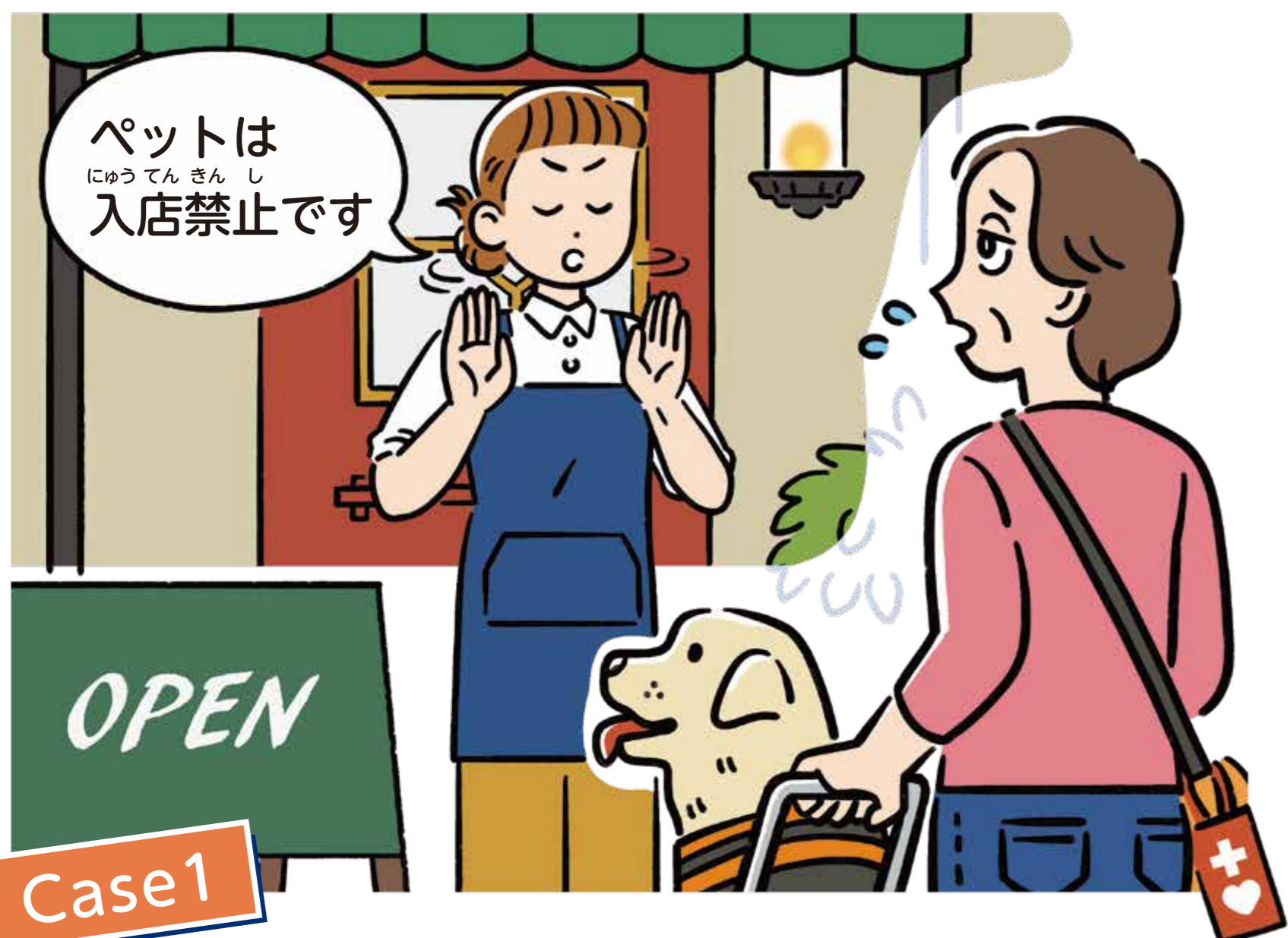


し 知 っ て お き た い **みんなの人権** じん けん

# しょう がい 障 害 の あ る 人 の 人 権 問 題 ひと じん けん も ん だ い



Case1

しょう がい り かい ぶ そく へん けん さ べつ  
**障害への理解不足による偏見・差別**  
せい とう り ゆう てい きょう きよ ひ  
正当な理由なくサービスの提供を拒否するなど



Case2

しょく ば さ べつ てき たい ぐう  
**職場における差別的待遇**  
しょう しん たい しょう  
障害があることを理由に昇進の対象としないなど

ほか ぶつ り てき せい ど てき み せい び ぎやく たい しゃ かい さん か せい げん  
その他にも、**物理的・制度的バリアフリーの未整備や虐待、社会参加の制限**など  
かず おお そん ざい  
障害のある人の人権問題は数多く存在します。

KEY WORD

## しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう 障害者差別解消法

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

◆「**不当な差別的取扱い**」の禁止  
障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由に、サービスの提供を拒否または提供にあたり制限を設けることなどが禁止されています。

◆「**合理的配慮**」の提供  
障害のある人から社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くため、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。  
※令和6年4月1日から事業者も義務化



**外見からは分かりにくい障害**  
障害のなかにも、色覚障害、聴覚障害、内部障害(心臓、呼吸器など)、知的障害、精神障害、発達障害や高次脳機能障害など外見からでは判断しにくい障害もあります。

しょう がい う む たが みと あ  
**障害の有無にかかわらず、お互いに認め合い、**  
とも い じつ げん  
**共に生きることが出来るまちの実現を!**

鹿児島市 人権啓発

けん さく 検 索

